

福岡地方最低賃金審議会
第3回 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会

1 開催日時：令和2年9月30日

10:00～12:40

2 開催場所：福岡合同庁舎 本館8階 共用第9会議室
福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号

3 出席者：
公益代表委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名

4 議題：福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金の改定について

5 議事要旨：議題について

労働者側代表委員からは、

最賃改定の凍結を求めざるを得ない客観的な根拠資料を使用者は示してほしい
企業の経営状況が非常に厳しいのは理解するものの、輸送用機械器具製造業における労働者1時間当たりの付加価値生産性が他業種に比べて非常に高いこと等は正当に評価すべきであるとともに、こうした評価は特定最賃の改定に確実に反映すべきである

非常事態宣言時に比べて7割程度まで生産も回復していると見るが、この間、雇い止めや解雇の影響で人員が減った現場ラインでは人手不足の状態である

こうした厳しい環境下で懸命に働いている現場の労働者の為にも、労使協定賃金との差額である22円の引上げを求める
との主張であった。

使用者側代表委員からは、

中小企業の景況感について、リーマンショック時の落ち込み以上でのマイナス状況が続いており、先行きの見通しが一向に立たないうえ、雇調金・借入金等を活用し、何とか企業存続に努め、雇用維持している中にあっては、最低賃金を引上げる要素が全くないとの主張であった。

公益委員が全会一致を目指し、労使双方と意見を重ねたが、膠着状態は変わらず、次回、労使双方の主張の隔たりを縮めて、結審を目指すことになった。